

岩手県告示第 645 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 奥州市及び和賀郡西和賀町
- (2) 基本測量を実施する期間 平成 19 年 8 月 15 日から平成 20 年 1 月 15 日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 県内全域
- (2) 基本測量を実施する期間 平成 19 年 9 月 3 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）